

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

鳴門市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

債務の返済で
困っている

お問合せ先

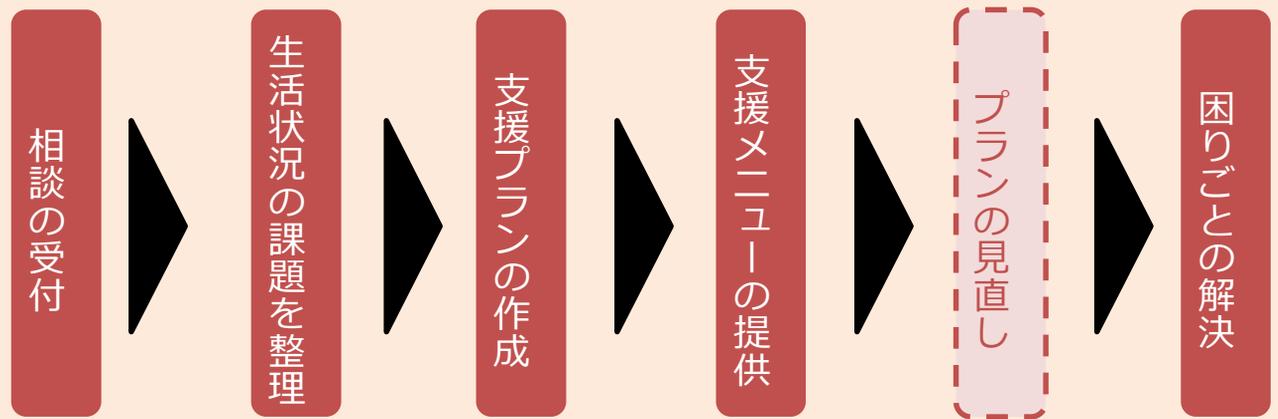
鳴門市役所本庁舎1階

鳴門市生活自立相談支援センター「よりそい」

電話：0120-928-734

受付時間：（月～金曜日 8:30～17:15）

相談の流れ（自立相談支援事業）



支援メニューの例

就労支援・就労準備支援

- 就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。
- また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。

家計改善支援

- 家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあっせん等を行います。
- また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。

住居確保給付金

- 2年以内の離職・廃業や休業等により収入が減少し、住居を失った方、または失うおそれの高いかたに、一定期間（原則3か月、最大9か月）、家賃相当額（世帯人数に応じて支給上限額があります）を支給します。なお、これまではハローワークへ求職の申込を行う必要がありましたが、令和2年4月30日から当面の間、求職の申込は不要となっております。

支給上限額（鳴門市の場合）

単身世帯：29,000円 2人世帯：35,000円 3人世帯：38,000円



住居確保給付金のよくある質問

Q. 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがあるとはどういうことですか？

A. 本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少し、経済的に困窮した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者



Q. 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し住居を失うおそれがあることの確認方法はどうすればいいのでしょうか？

A. 雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q. フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。住居確保給付金を受けられますか？

A. 可能です。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応もできます。

現在の就業を断念していただくものではありません。